

# 集計要件の見直しについて

厚生労働省 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

○ 賃金構造基本統計調査（以下「本調査」という。）は、令和元年及び令和2年において多岐にわたる修正を行ったが、引き続き検討すべき課題も残されており、検討を進める。

・ 標準誤差率の算出方法

※第1回WGにおいて議論し、確認事項はあるものの方向性について御意見の集約がされた。

・ 外国人労働者に係る国籍の把握及び性別・地域別の統計表の作成

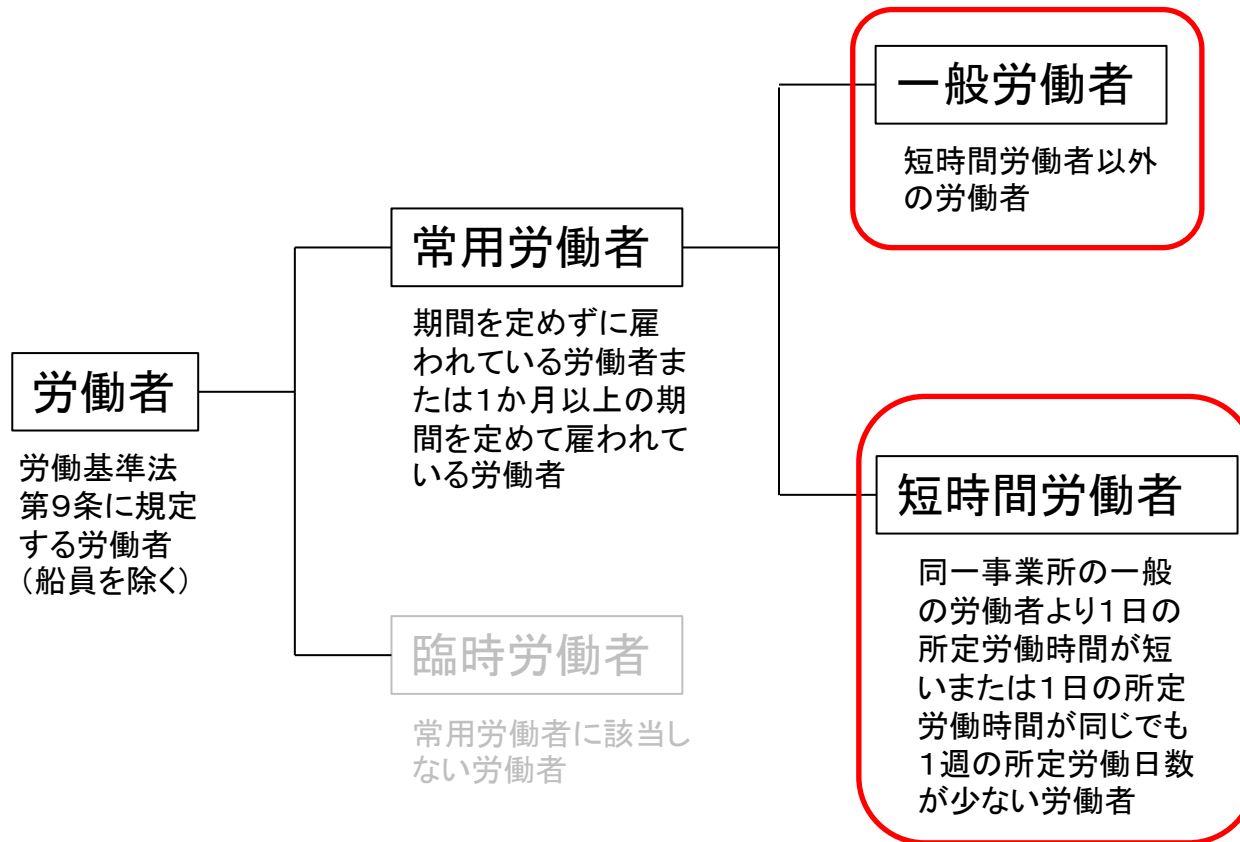
※第2回WGにおいて議論し、確認事項はあるものの方向性について御意見の集約がされた。

・ 集計要件の見直し

週休二日制を採用する企業が増加したことに加え、有給休暇を数日取得した場合には集計要件から除外される可能性もあるため、見直しの検討を行う。

## 本調査の一般労働者及び短時間労働者について

- 本調査における一般労働者及び短時間労働者の区分は次のとおり。



## 現在の集計要件

- 本調査の集計要件は次のとおり。

【一般労働者】 (①は昭和42年、②は昭和49年から)

- 調査月に
- ①実労働日数 18日以上
  - ②1日当たり所定内実労働時間 5時間以上
  - ③所定内給与額 5万円以上

【短時間労働者】 (①は昭和48年、②は昭和59年から)

- 調査月に
- ①実労働日数 1日以上
  - ②1日当たり所定内実労働時間 1時間以上9時間未満
  - ③1時間当たり所定内給与額 400円以上

※一般、短時間ともに③は20年ほど前からと思われるが詳細は不明

## 要件設定の意義

本調査は労働者の雇用形態や年齢など、属性と賃金の関係を明らかにすることを目的としているため、集計対象として労働日数や時間に一定の要件を設けることにより、労働者に係る賃金構造を把握している。

## 集計要件の根拠

- 本調査における集計要件は、次の根拠に基づき設定されたと考えられる。

### 【一般労働者】（①は昭和42年、②は昭和49年から）

調査月に ①実労働日数 18日以上

←①の根拠：集計要件を設けた当時の常用労働者の定義「前2か月にそれぞれ18日以上」(※)という要件があり、それをういたものと考えられる。

②1日当たり所定内実労働時間 5時間以上

③所定内給与額 5万円以上

←③の根拠：過去の賃金の実勢を踏まえたものと考えられる。

### 【短時間労働者】（①は昭和48年、②は昭和59年から）

調査月に ①実労働日数 1日以上

②1日当たり所定内実労働時間 1時間以上9時間未満

③1時間当たり所定内給与額 400円以上

←③の根拠：過去の賃金の実勢を踏まえたものと考えられる。

※平成30年調査までの定義である。

## 集計要件の該当割合

- 集計要件に該当するサンプルの割合について、令和2年以降をコロナ禍前と比べると、一般労働者は1割程度低いが、短時間労働者は令和4年においてコロナ禍前と同水準となっている。
- 集計要件に該当するか否かは、①実労働日数の要件が最も大きく寄与。  
 ② この要件に②1日当たり所定内実労働時間の要件を加えると、赤枠のとおり、現行要件との差は、一般労働者で0.1%未満、短時間労働者で完全に一致する。

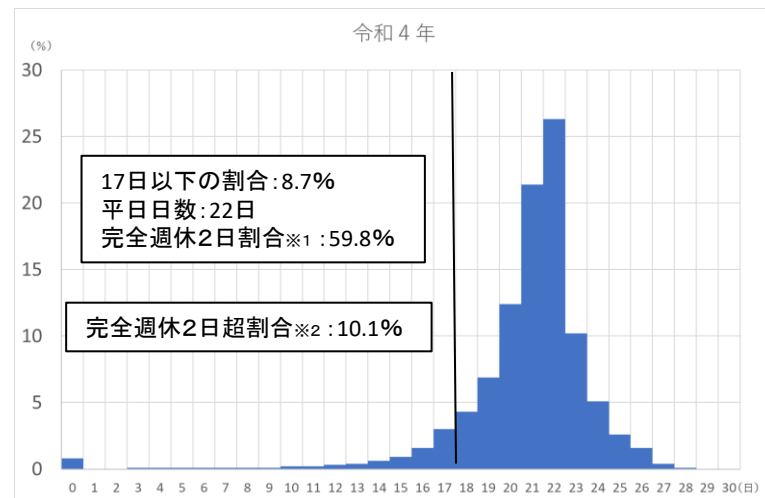
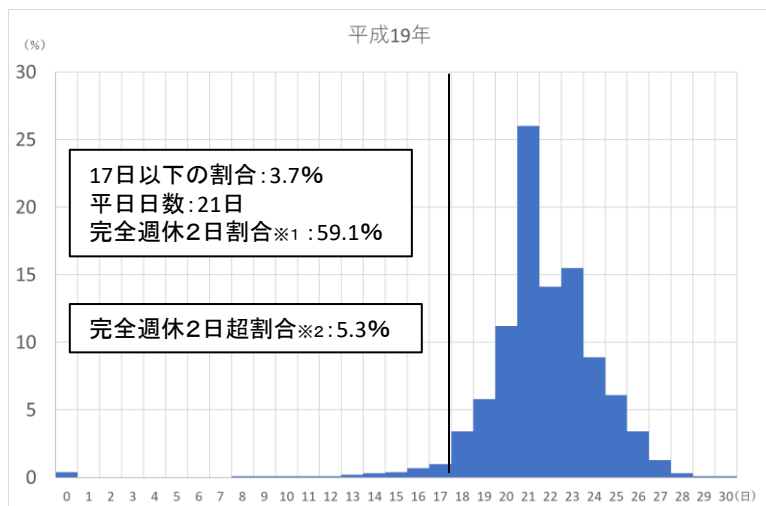
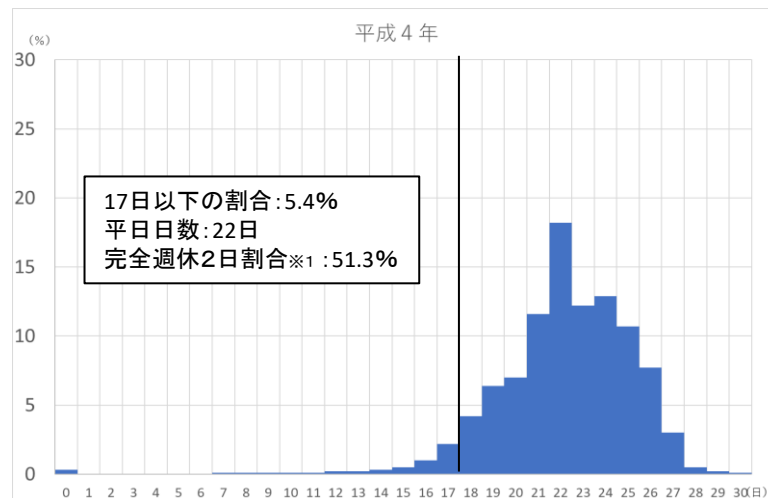
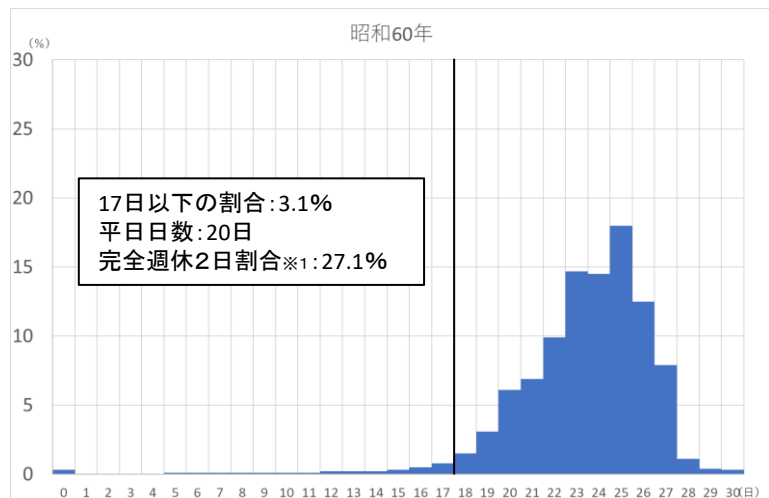
集計要件に該当するサンプルの割合 (単位：%)	一般労働者				短時間労働者			
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ア：①、②、③該当（現行）	98.55	85.67	89.83	90.97	97.59	96.51	94.30	98.03
イ：①該当	98.68	86.14	90.26	91.34	98.33	97.27	95.11	98.82
ウ：②該当	99.43	97.95	98.27	98.53	97.59	96.51	94.30	98.03
エ：③該当	99.57	98.54	98.79	98.95	98.33	97.27	95.11	98.82
オ：①、②該当	98.55	85.68	89.84	90.97	97.59	96.51	94.30	98.03
カ：②、③該当	99.41	97.77	98.10	98.40	97.59	96.51	94.30	98.03
キ：③、①該当	98.68	86.12	90.25	91.34	98.33	97.27	95.11	98.82

※1：①は実労働日数、②は1日当たり所定内実労働時間、③は所定内給与額(短時間労働者は1時間当たり所定内給与額)に係る集計要件をさす。  
 ※2：イ、エ及びキについては、1日当たり所定内実労働時間を1時間以上としている(9ページ参照)。

## 実労働日数の要件について

- 集計要件に該当するか否かは、3つの要件のうち、①実労働日数の要件が最も大きく寄与していることを踏まえ、一般労働者について実労働日数階級別のサンプルサイズの割合を分析した。（7ページ参照）
- 昭和60年の就労条件総合調査によると、完全週休2日制の労働者割合が27.1%であったことから、完全週休2日制がまだ浸透しておらず、典型的な週休日である土日を除いた日数（20日、以下「平日日数」という。）ではなく日曜日を除いた日数（25日）が労働者割合のピークとなっている。
- 一方、平成4年（※）、平成19年及び令和4年においては、完全週休2日制が浸透してきたことから、いずれも平日日数（20日）が労働者割合のピークとなっているが、令和4年については、平成19年と比較すると、ピークより1～3日少ない日数の割合が増加している。  
※国家公務員において完全週休2日制が導入された（週40時間労働制については、昭和63年に目標化され、平成6年から実施。）。
- 平日日数（20日）より少ないところでサンプルが存在するのは、有給休暇等を取得していることも考えられるが、完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度が適用される労働者割合が、平成19年（5.3%）から令和4年（10.1%）について漸増していることから（8ページ参照）、完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度の普及状況が、実労働日数の要件の見直しの可否の判断基準になると考えられる。

## ○一般労働者における実労働日数階級別のサンプルサイズの割合の変遷

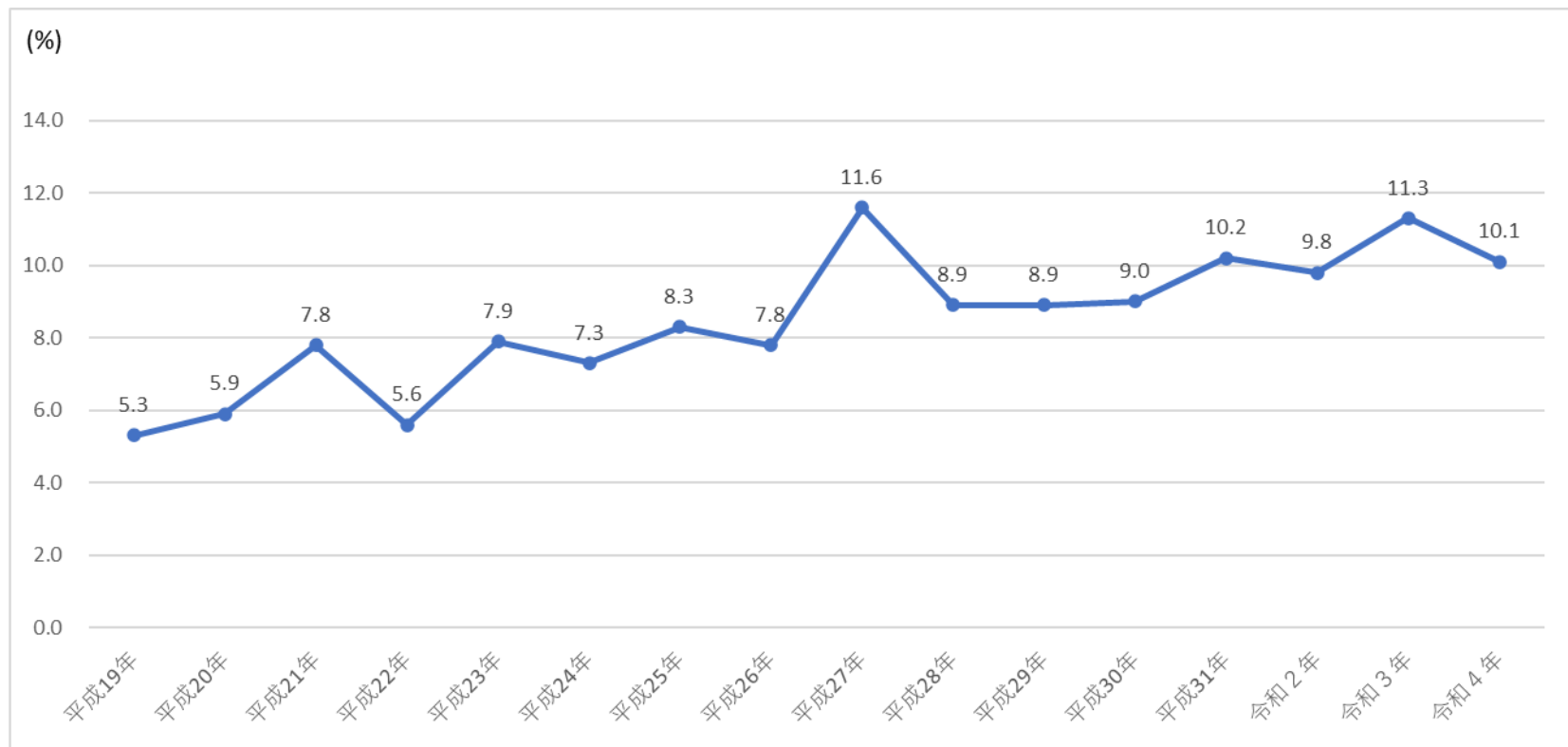


※1: 完全週休2日割合とは、「就労条件総合調査」(厚生労働省)における完全週休2日制が適用される労働者割合である。

※2: 完全週休2日超割合とは、「就労条件総合調査」(厚生労働省)における完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度が適用される労働者割合である。



## ○完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度が適用される労働者割合



(出典) 厚生労働省「就労条件総合調査」

- 注) 1. 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など完全週休2日制より休日日数が実質的に多いものをいう。
2. 平成19年は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」とし、平成27年からは「複合サービス事業を含む」に範囲を拡大している。

## 所定内実労働時間及び所定内給与額の要件の試算

- 一般労働者及び短時間労働者について、下記のとおり集計要件を変更した場合、所定内給与額（短時間労働者については1時間当たり所定内給与額）にどのような影響が生じるか試算を行った。
  - なお、所定内実労働時間の要件については、仮に除外することとすると短時間労働者について1時間当たり所定内給与額を計算できないものが集計対象に入ってしまうことや現行の要件が1時間以上9時間未満となっていることを踏まえ、1時間以上に変更して試算を行っている。
- ※一般労働者については、短時間労働者と足並みをそろえることとする。

### 【試算内容とその結果】

集計要件の変更内容		試算した結果の差
所定内実労働時間の要件を1時間以上に 変更(ア)	一般労働者	△4.5～0.2千円
	短時間労働者	△43～10円
所定内給与額の要件の除外(イ)	一般労働者(※2)	△0.4～0千円
所定内実労働時間の要件を1時間以上に 変更及び所定内給与額の要件の除外(ウ)	一般労働者(※2)	△4.5～0.2千円

※1：都道府県別と企業規模別、産業大分類別にみたものは、参考資料1～4を参照。

※2：短時間労働者については、所定内給与額の要件を除外しても、サンプルサイズは変わらないことから所定内給与額の要件を除外した場合や所定内実労働時間の要件を変更し所定内給与額の要件を除外した場合の試算を行っていないことに留意。

(ア) ②所定内実労働時間の要件を1時間以上に変更した場合の産業大分類別の所定内給与額

○一般労働者

企業規模	産業大分類	2019 (令和元) 年			2020 (令和2) 年			2021 (令和3) 年			2022 (令和4) 年		
		所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]
10人以上 計	計	306.0	305.9	△ 0.1	307.7	306.9	△ 0.8	307.4	306.6	△ 0.8	311.8	311.0	△ 0.8
	C	323.7	323.7	0.0	338.6	338.4	△ 0.2	323.3	323.1	△ 0.2	347.4	347.3	△ 0.1
	D	335.4	335.3	△ 0.1	333.5	333.5	0.0	333.2	333.2	0.0	335.4	335.1	△ 0.3
	E	293.6	293.6	0.0	298.3	298.0	△ 0.3	294.9	294.6	△ 0.3	301.5	301.4	△ 0.1
	F	415.9	415.9	0.0	402.5	402.1	△ 0.4	419.7	419.3	△ 0.4	402.0	401.9	△ 0.1
	G	379.5	379.7	0.2	383.0	382.8	△ 0.2	373.5	373.4	△ 0.1	378.8	378.7	△ 0.1
	H	279.7	279.3	△ 0.4	276.3	275.7	△ 0.6	278.5	277.4	△ 1.1	285.4	284.9	△ 0.5
	I	313.2	313.0	△ 0.2	307.9	306.4	△ 1.5	308.0	305.9	△ 2.1	314.6	313.4	△ 1.2
	J	365.5	365.5	0.0	374.4	374.3	△ 0.1	383.5	383.4	△ 0.1	374.0	373.8	△ 0.2
	K	321.9	321.8	△ 0.1	333.4	333.2	△ 0.2	326.1	325.6	△ 0.5	339.5	339.0	△ 0.5
	L	384.8	384.7	△ 0.1	388.2	387.9	△ 0.3	386.9	386.7	△ 0.2	385.5	385.3	△ 0.2
	M	249.0	248.7	△ 0.3	250.5	249.0	△ 1.5	257.6	255.2	△ 2.4	257.4	252.9	△ 4.5
	N	263.7	263.5	△ 0.2	267.7	266.4	△ 1.3	268.2	266.0	△ 2.2	271.6	270.4	△ 1.2
	O	378.8	378.9	0.1	370.3	369.7	△ 0.6	373.9	373.2	△ 0.7	377.7	377.1	△ 0.6
	P	284.2	284.2	0.0	290.5	290.1	△ 0.4	291.7	291.5	△ 0.2	296.7	295.8	△ 0.9
	Q	299.0	298.9	△ 0.1	291.6	291.1	△ 0.5	296.7	296.3	△ 0.4	298.8	298.6	△ 0.2
	R	264.7	264.4	△ 0.3	264.4	263.0	△ 1.4	265.5	264.5	△ 1.0	268.4	267.7	△ 0.7

○短時間労働者

企業規模	産業大分類	2019 (令和元) 年			2020 (令和2) 年			2021 (令和3) 年			2022 (令和4) 年		
		1時間当たり 所定内給与額 [円] (現行)	1時間当たり 所定内給与額 [円] (試算)	差分 [円]	1時間当たり 所定内給与額 [円] (現行)	1時間当たり 所定内給与額 [円] (試算)	差分 [円]	1時間当たり 所定内給与額 [円] (現行)	1時間当たり 所定内給与額 [円] (試算)	差分 [円]	1時間当たり 所定内給与額 [円] (現行)	1時間当たり 所定内給与額 [円] (試算)	差分 [円]
10人以上 計	計	1,304	1,307	3	1,412	1,414	2	1,384	1,387	3	1,367	1,369	2
	C	1,507	1,464	△ 43	1,168	1,167	△ 1	1,239	1,239	0	1,314	1,314	0
	D	1,402	1,403	1	1,407	1,408	1	1,526	1,532	6	1,409	1,406	△ 3
	E	1,074	1,081	7	1,260	1,260	0	1,144	1,147	3	1,177	1,177	0
	F	1,588	1,584	△ 4	1,668	1,663	△ 5	1,660	1,659	△ 1	1,624	1,621	△ 3
	G	1,511	1,509	△ 2	1,648	1,646	△ 2	1,567	1,568	1	1,521	1,524	3
	H	1,174	1,173	△ 1	1,274	1,276	2	1,237	1,241	4	1,237	1,236	△ 1
	I	1,051	1,051	0	1,157	1,158	1	1,110	1,110	0	1,137	1,137	0
	J	1,498	1,496	△ 2	1,612	1,608	△ 4	1,592	1,590	△ 2	1,547	1,546	△ 1
	K	1,169	1,169	0	1,361	1,357	△ 4	1,189	1,190	1	1,248	1,249	1
	L	1,436	1,437	1	1,592	1,591	△ 1	1,527	1,518	△ 9	1,691	1,701	10
	M	1,038	1,038	0	1,222	1,222	0	1,252	1,252	0	1,105	1,105	0
	N	1,131	1,132	1	1,494	1,492	△ 2	1,373	1,372	△ 1	1,211	1,210	△ 1
	O	2,628	2,626	△ 2	2,549	2,547	△ 2	2,418	2,419	1	2,447	2,443	△ 4
	P	2,001	2,006	5	1,918	1,924	6	1,895	1,904	9	1,886	1,892	6
	Q	1,198	1,201	3	1,247	1,247	0	1,264	1,263	△ 1	1,294	1,291	△ 3
	R	1,135	1,136	1	1,267	1,266	△ 1	1,265	1,265	0	1,244	1,243	△ 1

※2019年は、2020年と同じ推計方法で集計した。

(イ) ③所定内給与額の要件を除外した場合の産業大分類別の所定内給与額

○一般労働者

企業規模	産業大分類	2019 (令和元) 年			2020 (令和2) 年			2021 (令和3) 年			2022 (令和4) 年		
		所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]
10人以上計	計	306.0	306.0	0.0	307.7	307.7	0.0	307.4	307.4	0.0	311.8	311.8	0.0
	C	323.7	323.7	0.0	338.6	338.6	0.0	323.3	323.3	0.0	347.4	347.4	0.0
	D	335.4	335.4	0.0	333.5	333.5	0.0	333.2	333.2	0.0	335.4	335.4	0.0
	E	293.6	293.6	0.0	298.3	298.3	0.0	294.9	294.9	0.0	301.5	301.5	0.0
	F	415.9	415.9	0.0	402.5	402.5	0.0	419.7	419.7	0.0	402.0	402.0	0.0
	G	379.5	379.5	0.0	383.0	383.0	0.0	373.5	373.5	0.0	378.8	378.8	0.0
	H	279.7	279.7	0.0	276.3	276.3	0.0	278.5	278.5	0.0	285.4	285.4	0.0
	I	313.2	313.2	0.0	307.9	307.9	0.0	308.0	308.0	0.0	314.6	314.6	0.0
	J	365.5	365.5	0.0	374.4	374.4	0.0	383.5	383.5	0.0	374.0	374.0	0.0
	K	321.9	321.9	0.0	333.4	333.4	0.0	326.1	326.1	0.0	339.5	339.5	0.0
	L	384.8	384.8	0.0	388.2	388.2	0.0	386.9	386.9	0.0	385.5	385.5	0.0
	M	249.0	249.0	0.0	250.5	250.5	0.0	257.6	257.6	0.0	257.4	257.4	0.0
	N	263.7	263.7	0.0	267.7	267.3	△ 0.4	268.2	268.2	0.0	271.6	271.6	0.0
	O	378.8	378.8	0.0	370.3	370.3	0.0	373.9	373.9	0.0	377.7	377.7	0.0
	P	284.2	284.2	0.0	290.5	290.5	0.0	291.7	291.7	0.0	296.7	296.7	0.0
	Q	299.0	299.0	0.0	291.6	291.6	0.0	296.7	296.7	0.0	298.8	298.8	0.0
	R	264.7	264.7	0.0	264.4	264.4	0.0	265.5	265.5	0.0	268.4	268.4	0.0

※2019年は、2020年と同じ推計方法で集計した。

(ウ) ②所定内実労働時間の要件を1時間以上に変更及び③所定内給与額の要件を除外した場合の産業大分類別の所定内給与額

○一般労働者

企業規模	産業大分類	2019 (令和元) 年			2020 (令和2) 年			2021 (令和3) 年			2022 (令和4) 年		
		所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]	所定内給与額 [千円] (現行)	所定内給与額 [千円] (試算)	差分 [千円]
10人以上計	計	306.0	305.9	△ 0.1	307.7	306.8	△ 0.9	307.4	306.5	△ 0.9	311.8	311.0	△ 0.8
	C	323.7	323.7	0.0	338.6	338.3	△ 0.3	323.3	323.1	△ 0.2	347.4	347.3	△ 0.1
	D	335.4	335.3	△ 0.1	333.5	333.5	0.0	333.2	333.2	0.0	335.4	335.1	△ 0.3
	E	293.6	293.6	0.0	298.3	298.0	△ 0.3	294.9	294.5	△ 0.4	301.5	301.4	△ 0.1
	F	415.9	415.9	0.0	402.5	402.1	△ 0.4	419.7	419.3	△ 0.4	402.0	401.9	△ 0.1
	G	379.5	379.7	0.2	383.0	382.8	△ 0.2	373.5	373.4	△ 0.1	378.8	378.7	△ 0.1
	H	279.7	279.3	△ 0.4	276.3	275.6	△ 0.7	278.5	277.4	△ 1.1	285.4	284.9	△ 0.5
	I	313.2	313.0	△ 0.2	307.9	306.2	△ 1.7	308.0	305.8	△ 2.2	314.6	313.4	△ 1.2
	J	365.5	365.5	0.0	374.4	374.2	△ 0.2	383.5	383.3	△ 0.2	374.0	373.8	△ 0.2
	K	321.9	321.8	△ 0.1	333.4	333.2	△ 0.2	326.1	325.5	△ 0.6	339.5	339.0	△ 0.5
	L	384.8	384.7	△ 0.1	388.2	387.9	△ 0.3	386.9	386.7	△ 0.2	385.5	385.3	△ 0.2
	M	249.0	248.7	△ 0.3	250.5	249.0	△ 1.5	257.6	255.1	△ 2.5	257.4	252.9	△ 4.5
	N	263.7	263.5	△ 0.2	267.7	265.8	△ 1.9	268.2	265.9	△ 2.3	271.6	270.4	△ 1.2
	O	378.8	378.9	0.1	370.3	369.6	△ 0.7	373.9	373.2	△ 0.7	377.7	377.1	△ 0.6
	P	284.2	284.2	0.0	290.5	290.1	△ 0.4	291.7	291.5	△ 0.2	296.7	295.8	△ 0.9
	Q	299.0	298.9	△ 0.1	291.6	291.0	△ 0.6	296.7	296.3	△ 0.4	298.8	298.6	△ 0.2
	R	264.7	264.4	△ 0.3	264.4	263.0	△ 1.4	265.5	264.5	△ 1.0	268.4	267.7	△ 0.7

※2019年は、2020年と同じ推計方法で集計した。

## 前述の試算結果の分析・評価

- 一般労働者及び短時間労働者について、試算した結果（※）の変化率の絶対値と標準誤差率を比較すると、ほぼすべての区分で試算した結果の変化率の絶対値の方が小さくなっており、所定内実労働時間の要件を1時間以上に変更（事実上除外）し、所定内給与額の要件を除外しても、所定内給与額への影響は軽微であることが示唆される。  
 ※一般労働者については、試算した結果の差が最も大きい所定内実労働時間を1時間以上に変更し所定内給与額の要件を除外した場合とし、短時間労働者については、所定内実労働時間の要件を1時間以上に変更した場合としている。
- なお、令和4年の就労条件総合調査における1日の所定労働時間階級別労働者割合等からも、所定内実労働時間の要件の影響は軽微であることがうかがえる（13～15ページ参照）。

### ○一般労働者

企業規模	産業大分類	2019（令和元）年		2020（令和2）年		2021（令和3）年		2022（令和4）年	
		試算結果の変化率の絶対値 [%]	標準誤差率 [%]	試算結果の変化率の絶対値 [%]	標準誤差率 [%]	試算結果の変化率の絶対値 [%]	標準誤差率 [%]	試算結果の変化率の絶対値 [%]	標準誤差率 [%]
10人以上計	計	0.03	0.48	0.29	0.75	0.29	0.41	0.26	0.47
	C	0.00	4.95	0.09	8.42	0.06	6.33	0.03	9.32
	D	0.03	1.02	0.00	0.75	0.00	1.23	0.09	1.39
	E	0.00	0.40	0.10	0.43	0.14	0.58	0.03	0.88
	F	0.00	2.22	0.10	0.93	0.10	1.96	0.02	1.23
	G	0.05	1.32	0.05	3.28	0.03	2.79	0.03	1.92
	H	0.14	1.27	0.25	1.60	0.39	0.78	0.18	2.14
	I	0.06	1.03	0.55	2.00	0.71	1.00	0.38	0.34
	J	0.00	1.17	0.05	1.84	0.05	0.45	0.05	1.64
	K	0.03	2.07	0.06	1.39	0.18	1.51	0.15	0.93
	L	0.03	1.34	0.08	2.35	0.05	0.96	0.05	1.25
	M	0.12	0.71	0.60	1.63	0.97	1.27	1.75	2.67
	N	0.08	0.87	0.71	0.71	0.86	1.06	0.44	0.83
	O	0.03	2.39	0.19	1.50	0.19	0.52	0.16	0.69
	P	0.00	0.49	0.14	0.83	0.07	0.92	0.30	0.43
	Q	0.03	0.24	0.21	0.88	0.13	1.26	0.07	1.06
	R	0.11	1.87	0.53	1.27	0.38	1.18	0.26	0.84

### ○短時間労働者

企業規模	産業大分類	2019（令和元）年		2020（令和2）年		2021（令和3）年		2022（令和4）年	
		試算結果の変化率の絶対値 [%]	標準誤差率 [%]	試算結果の変化率の絶対値 [%]	標準誤差率 [%]	試算結果の変化率の絶対値 [%]	標準誤差率 [%]	試算結果の変化率の絶対値 [%]	標準誤差率 [%]
10人以上計	計	0.23	1.07	0.14	0.96	0.22	0.73	0.15	1.75
	C	2.85	7.13	0.09	1.22	0.00	1.19	0.00	4.04
	D	0.07	3.79	0.07	3.74	0.39	4.42	0.21	2.48
	E	0.65	0.63	0.00	2.19	0.26	0.66	0.00	0.68
	F	0.25	10.17	0.30	5.40	0.06	2.95	0.18	6.59
	G	0.13	5.56	0.12	6.12	0.06	3.04	0.20	12.50
	H	0.09	1.53	0.16	1.42	0.32	1.09	0.08	2.74
	I	0.00	0.44	0.09	1.88	0.00	0.77	0.00	1.28
	J	0.13	1.59	0.25	3.13	0.13	5.63	0.06	2.12
	K	0.00	1.37	0.29	5.26	0.08	1.55	0.08	1.84
	L	0.07	2.06	0.06	1.55	0.59	4.33	0.59	2.68
	M	0.00	0.33	0.00	0.71	0.00	2.13	0.00	0.62
	N	0.09	0.99	0.13	1.52	0.07	3.06	0.08	0.70
	O	0.08	2.89	0.08	5.18	0.04	2.16	0.16	4.00
	P	0.25	3.80	0.31	1.95	0.47	1.79	0.32	4.58
	Q	0.25	1.44	0.00	1.28	0.08	2.00	0.23	0.86
	R	0.09	2.04	0.08	1.96	0.00	2.70	0.08	2.44

(参考1) 1日の所定労働時間階級別労働者割合

【一般労働者】

1日の所定労働時間階級別労働者割合をみると(下表)、6時間半未満である者の割合が0.1%と僅少であり、5時間未満である者の集計結果に与える寄与は極めて軽微であると見込まれる。

【短時間労働者】

1日の所定労働時間階級別労働者割合をみると(下表)、8時間を超える割合が0.5%と僅少であり、9時間以上である者の集計結果に与える寄与は極めて軽微であると見込まれる。

企業規模、1日の所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者1人平均1日の所定労働時間

(単位：%)

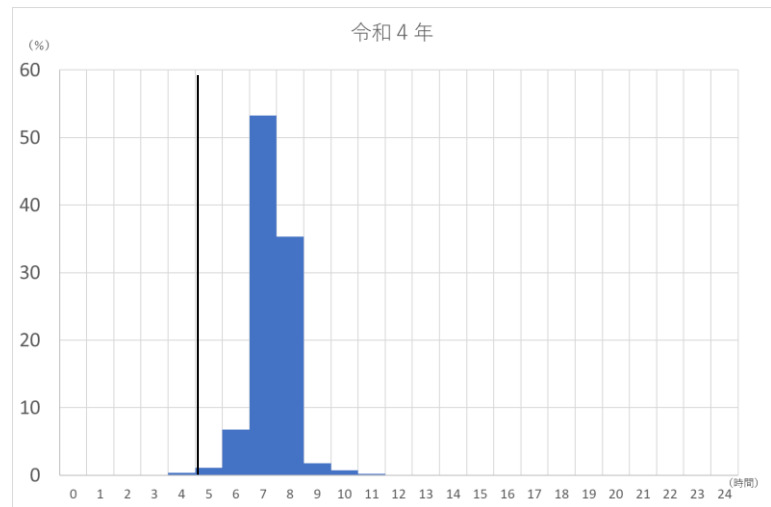
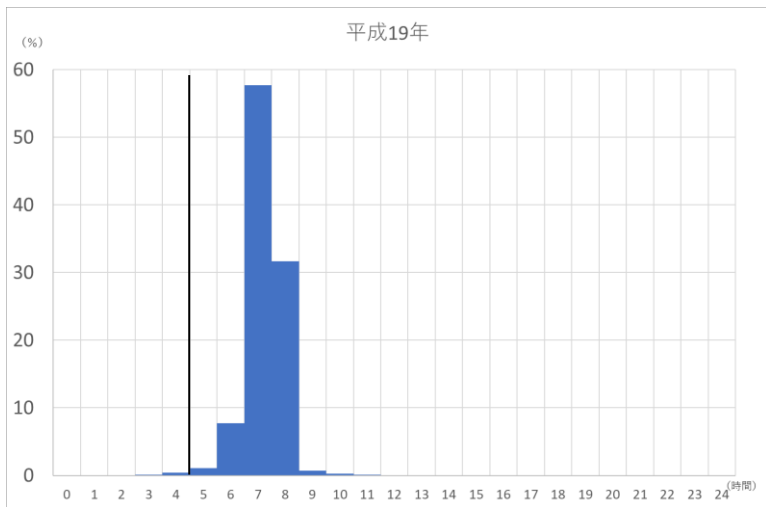
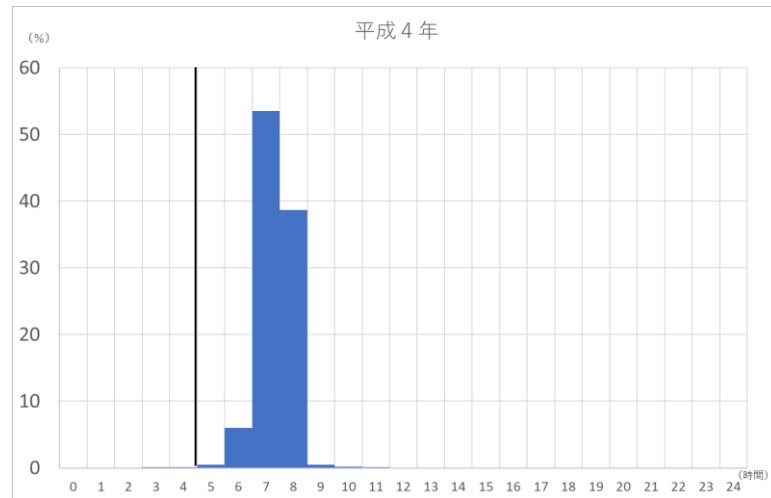
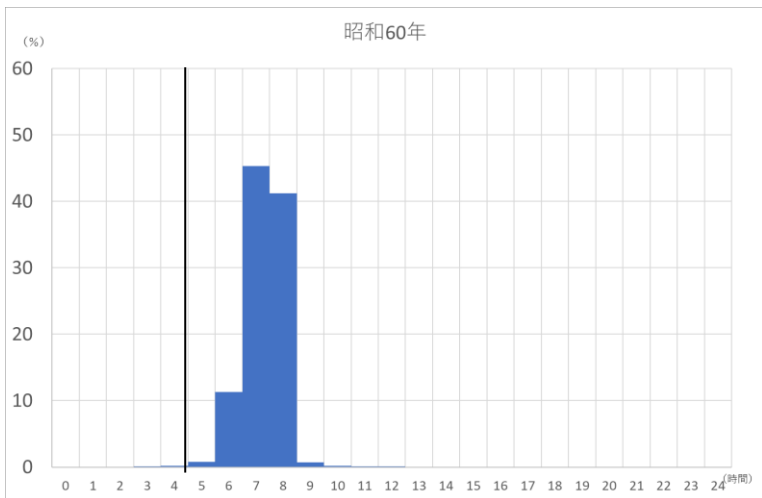
	労働者計	6:29以下	6:30～ 6:59	7:00	7:01～ 7:29	7:30～ 7:59	8:00	8:01以上	労働者1人平均1日 の所定労働時間 (時間：分)
企業規模計	100.0	0.1	0.2	3.6	3.7	39.7	52.2	0.5	7：47
1,000人以上	100.0	-	-	3.2	2.8	50.6	43.3	0.1	7：46
100～999人	100.0	0.2	0.1	3.6	4.7	36.2	54.1	1.1	7：48
30～99人	100.0	0.0	0.8	4.2	3.1	29.1	62.8	-	7：48

注：1)「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

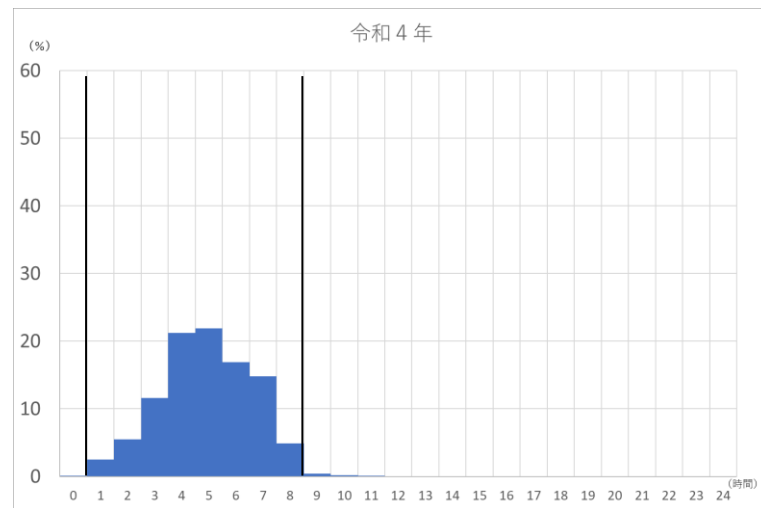
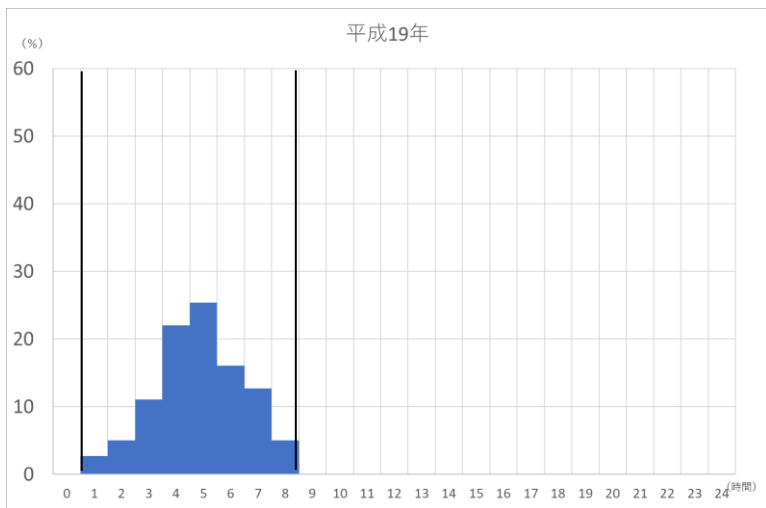
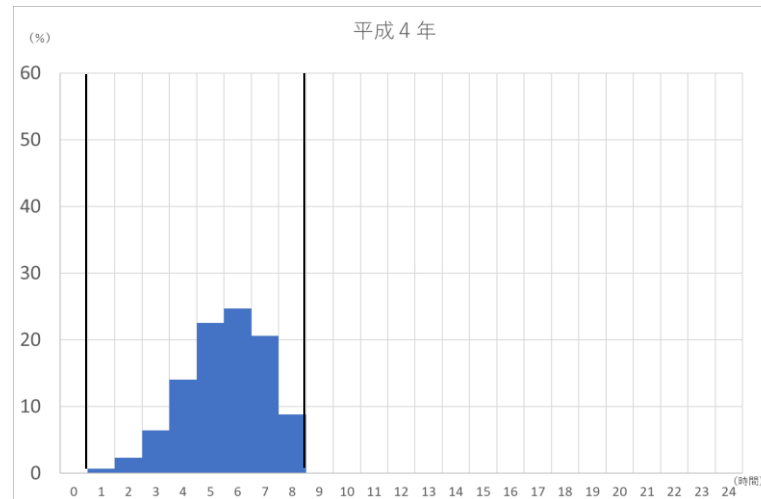
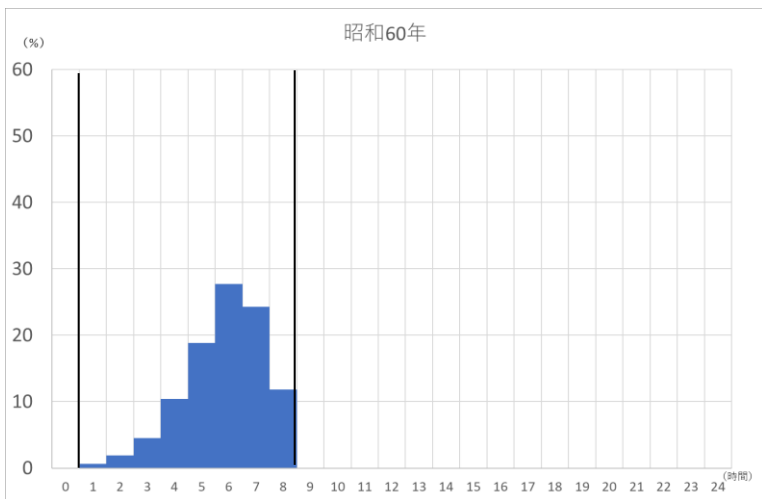
2)「労働者1人平均1日の所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間を企業の労働者数(所定労働時間の定めのない者を除く。)により加重平均したものである。

(出典) 厚生労働省「令和4年就労条件総合調査」

(参考2) 一般労働者における所定内実労働時間階級別のサンプルサイズの割合の変遷



(参考3) 短時間労働者における所定内実労働時間階級別のサンプルサイズの割合の変遷





# 集計要件の見直しに係る今後の方向性

## ○ 集計要件の見直しとしては以下のとおりとする。

- 週休2日制により週休日が8日程度あり、労働者自身が有給休暇※等を数日程度取得することや完全週休2日制が適用される労働者割合が平成19年以降60%前後で推移している（17ページ参照）ことを踏まえ、実労働日数の要件については、現行の18日以上そのままとする。

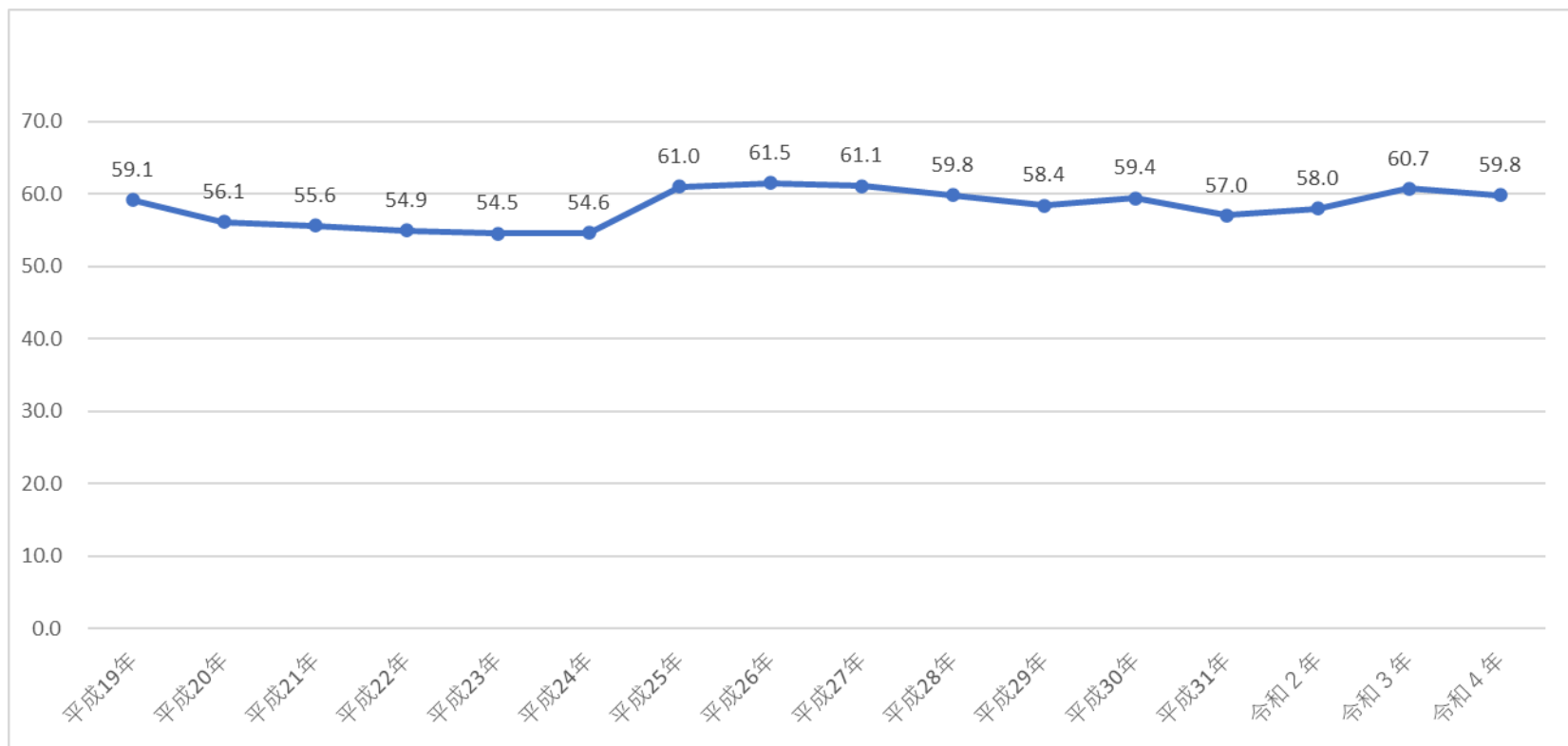
※令和4年の就労条件総合調査によると、労働者1人平均年次有給休暇取得日数（令和3年（又は令和2会計年度）1年間に実際に取得した日数である。）は10.3日。

- 所定内実労働時間の要件を1時間以上に変更（事実上除外）し、所定内給与額の要件を除外しても、所定内給与額への影響は軽微※であるものの、本調査における一般労働者及び短時間労働者の定義を踏まえると、一般労働者については労働時間が極端に短い者を、短時間労働者については労働時間が極端に長い者をそれぞれ集計対象から除外することは一定の意義があると考えられるため、所定内実労働時間の要件について、一般労働者は現行の5時間以上そのまま、短時間労働者は現行の1時間以上9時間未満のままとする。

※短時間労働者の場合、令和元年～令和4年調査において、所定内給与額の要件を除外しても、サンプルサイズは変化しないため影響はない。

- 一方で、本調査における一般労働者及び短時間労働者の定義において所定内給与額に係る条件を課していないことを踏まえると、実労働日数の要件及び所定内実労働時間の要件と比較して所定内給与額の要件を課す必要性が乏しいと考えられるため、所定内給与額の要件を廃止する。

(参考) 完全週休2日制が適用される労働者割合



(出典) 厚生労働省「就労条件総合調査」

注) 平成19年は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業（複合サービス事業を含まず）」とし、平成27年からは「複合サービス事業を含む」に範囲を拡大している。

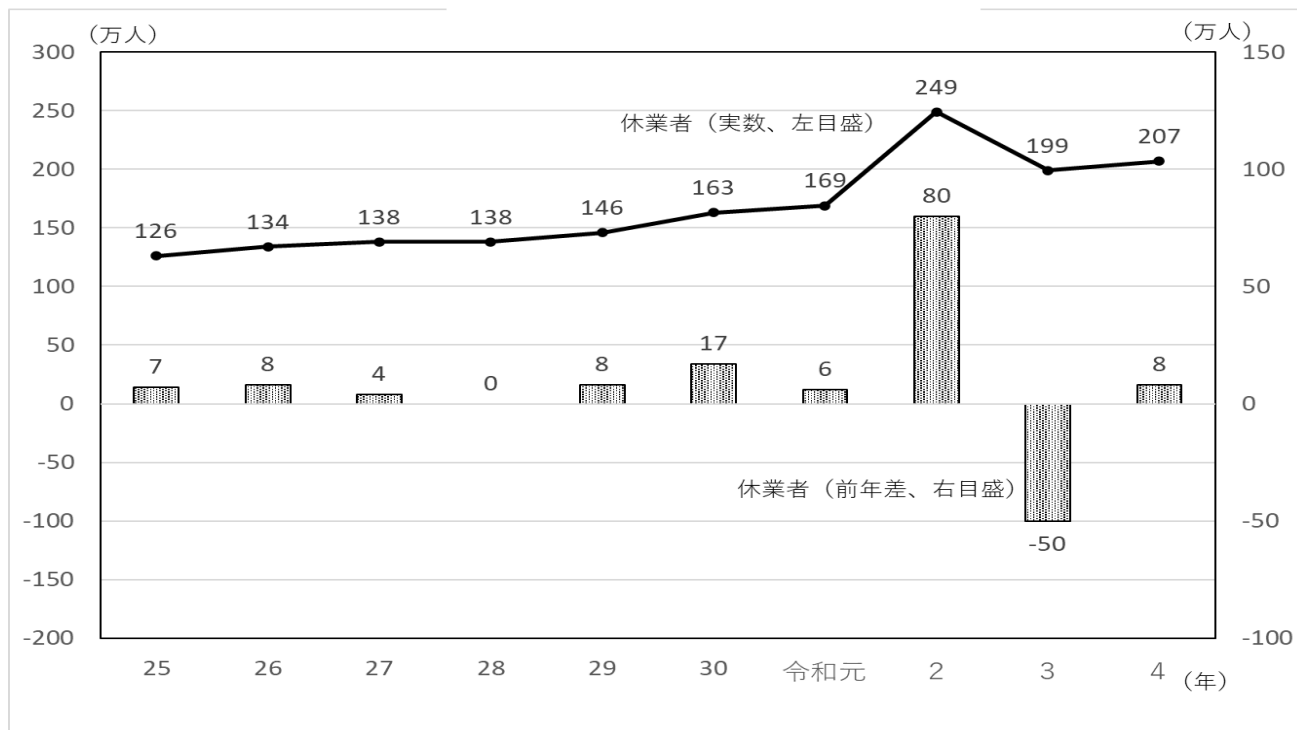
## (参考) 他の政府統計との比較

- 「労働力調査」(総務省)によると、就業者のうち休業者※数(年平均)は、令和2年に大きく増加となっている。

※仕事をもちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち以下の者

- ①雇用者で、給料・賃金(休業手当を含む。)の支払を受けている者又は受けることになっている者
  - ②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者
- なお、家族従事者で調査週間中に少しも仕事をしなかった者は、休業者とはならず、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとなる。

休業者数(非農林業)の推移



(出典) 総務省「労働力調査」